

にほんじどうしゃれんめい
J A F (日本自動車連盟) のこと

○ 外国運転免許証の 翻訳

がいこくうんでんめんきょしょう にほん めんきょ つか もう こ
外国運転免許証を 日本の 免許として 使えるように 申し込みを する ときに、

がいこくうんでんめんきょしょう にほんご ほんやく うんでんめんきょ だ く
外国運転免許証を 日本語に 翻訳したものが あります。J A F、運転免許を 出した 国の

たいしかん りょうじかん うんでんめんきょ だ ほんやく つか
大使館、領事館、運転免許を 出した ところが 翻訳した ものだけ 使うことが できます。

※ 詳しいことは、J A F の ホームページを みて ください。

<https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures/switch-to-japanese-license>

○ 「日本語による 翻訳文」の 申請 (申し込み) について

(1) 申請方法

しんせい にほんご えいごたいおう
・WEB 申請 (日本語・英語対応)

ゆうそうしんせい
・郵送申請

まどぐちしんせい じぜん ややく ひつよう
・窓口申請 (事前に予約する 必要があります)

(2) 必要な 書類

がいこく うんでんめんきょしょう めんきょしょう ゆうそう おもて うら から こびー
外国の 運転免許証(免許証を 郵送 するときは、表 と裏をカラーでコピーしたもの)、

がいこくめんきょしょうほんやくぶんはっこうしんせいしょ
外国免許証翻訳文発行申請書)

ざいりゅうカードの コピーが ひつよう ばあい
※在留カードの コピーが 必要な 場合があります。

(4) 手数料4,000 円。郵便で 申し込む ときは、翻訳文を 送り返すための 郵便料金が
必要です。

* 日本語の 翻訳文を 4000円で 2枚 出すことは できません。

どうしても 必要な ときは、新しく 翻訳するための お金が 必要です。

日本の 免許に 変える 許可が 出なかった 時も、払った お金は 戻りません。

* 日本語による 翻訳文は、もとの 免許証の 有効な期間 において 有効です。

問い合わせ先 関西本部 大阪支部 072-645-1300

〒567-0034 大阪府茨木市中穂積2-1-5

○ いろいろな 言語で 書いた「交通の 教則」

J A Fでは「交通の教則」を 5つの 言語で 書いて 売って います。日本の 交通の 規則を

わかりやすく 説明して います。

<http://www.jaf.or.jp/inter/manual/>

○ 連絡先

(1) J A F (= 社団法人日本自動車連盟)

<http://www.jaf.or.jp/index.htm>

(2) J A F 関西本部、大阪支部

〒567-0034 茨木市中穂積2-1-5

午前10:00～午後5:00 土曜、日曜、祝日、年末年始はお休みです

でんわ
電話 072-645-1300

かんさいほんぶ ひょうごしぶ
(3) J A F 関西本部、兵庫支部

こうべしなだくかのしたどおり でんわ
〒657-0044 神戸市灘区鹿ノ下通2-4-13 電話 078-871-7561

くわ にほんごがわ ひと いっしょ き
※ 詳しいことは、日本語がわかる人と一緒に聞いてください。